

ハラール製品保証に関する インドネシア共和国の 国法2014年33号 政令2019年31号

NIPPON ASIA
HALAL ASSOCIATION

導入

インドネシアのハラール認証

科学技術の発展により高次化した製品の加工によって、故意か否かにかかわらず、**ハラールなもの**と**ハラーム（禁忌）なもの**が混ざる可能性が高まった

国民が利用する**製品のハラール性の保護および保証**をする

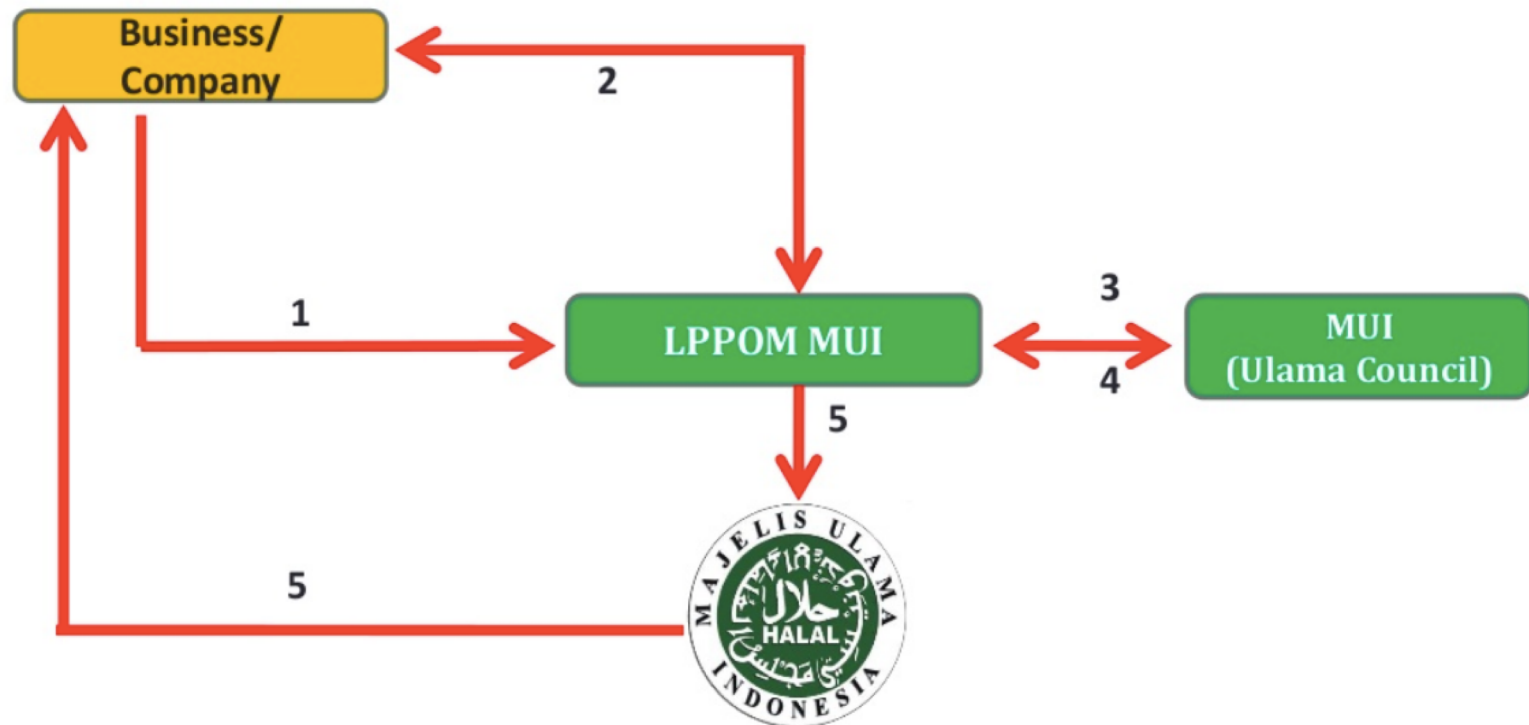
ハラール製品保証に関する、**インドネシア共和国法2014年33号**が2014年10月17日に公布された

ハラール製品保証に関する、**政令2019年第31号**が2019年5月3日に公布された。

- ・ 飲食料品・化粧品のみならず、多くの製品に対して**ハラール取得が義務化される**可能性が出ている
- ・ 非ハラール製品にはハラールでない旨を表示しなければならない

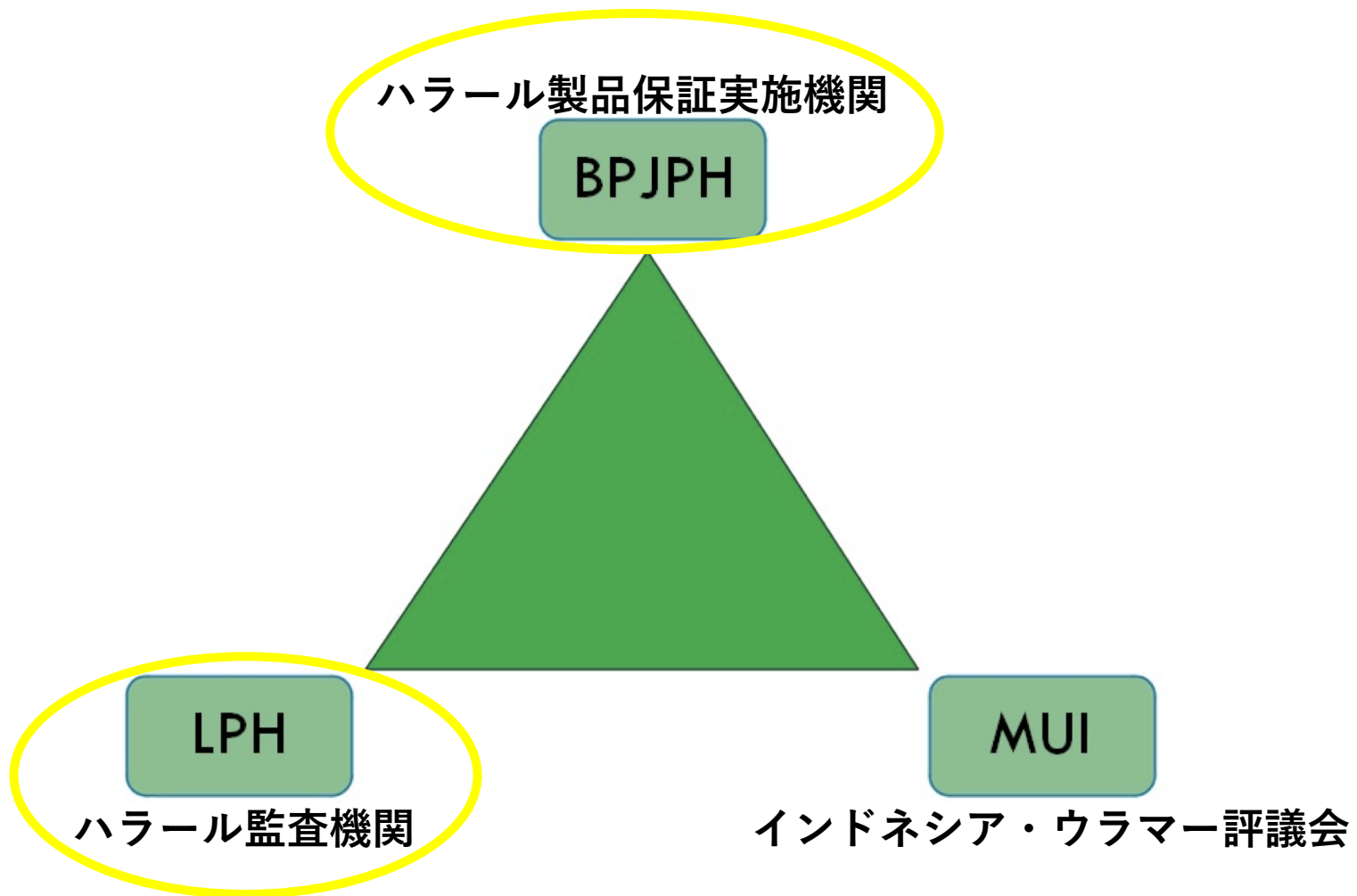
インドネシアのハラール認証

新法の前



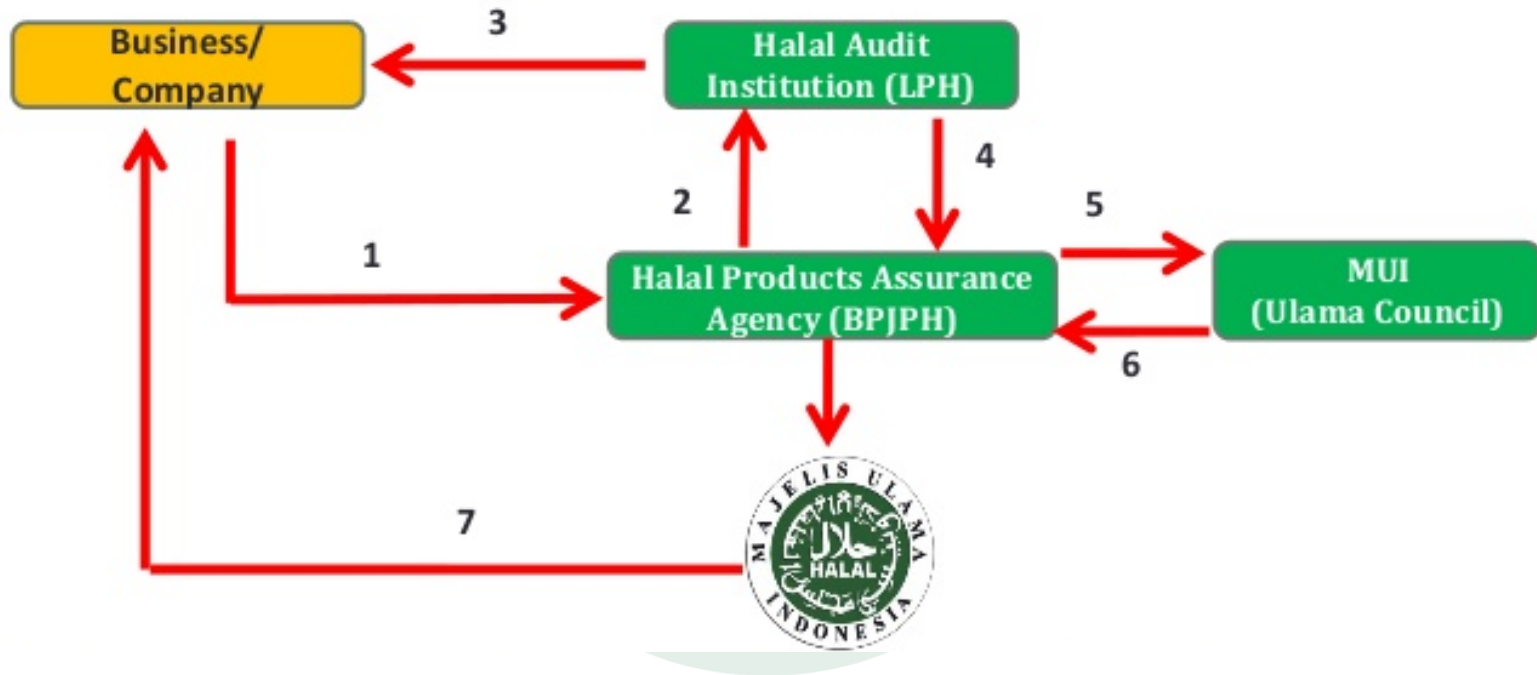
従来、インドネシアのハラール認証の実務は、インドネシア・ウラマー評議会の食品・薬品・化粧品研究所（LPPOM－MUI）が担ってきた。

インドネシアのハラール認証



インドネシアのハラール認証

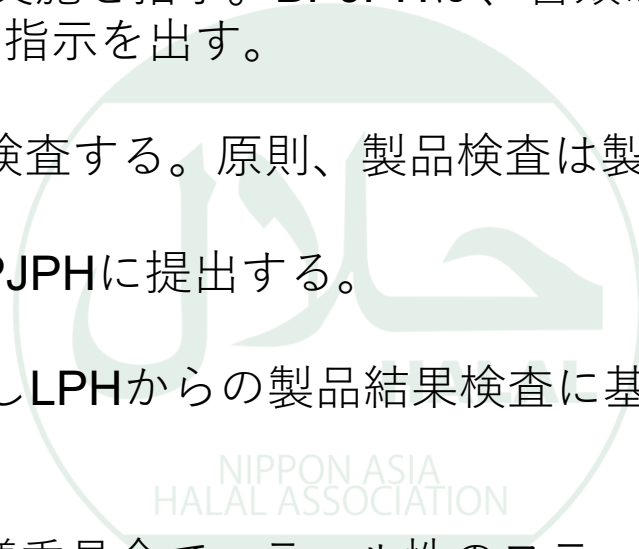
新法の後



同政令が制定されたことで、今後は、**ハラール認証の実務はBPJPHらが実施**

インドネシアのハラール認証

1. 申請者による申請内容は、事業者のデータ、製品の名称・種類、原材料リスト、製品加工プロセスなどを提出。
2. **BPJPH**が**LPH**に検査実施を指示。**BPJPH**は、書類が整ったことを確認し、5営業日以内に**LPH**に指示を出す。
3. **LPH**監査人が製品を検査する。原則、製品検査は製造場所で行われる。
4. **LPH**は 検査結果を**BPJPH**に提出する。
5. **BPJPH**は、**MUI**に対し**LPH**からの製品結果検査に基づくファトワの決定を求める。
6. **MUI**は、ファトワ審議委員会でハラール性のステータスを決定し、ハラール/非ハラールを**BPJPH**に表明：検査結果一式取得から30営業日以内
7. ファトワの結果がハラールと表明された場合、**BPJPH**はハラール認証状を発行する。**MUI**よりハラールのファトワ表明を受け取ってから7営業日以内。



ハラール製品保証の必要性



ハラール製品の入手可能性に関する法的確実性の提供



食品、飲料、医薬品、化粧品ならびに商品およびサービスの快適性、安全性および保護



国内外のインドネシアのハラール製品の付加価値と競争力を高める



国際ハラール製品の貿易における相互利益の提供



ハラール製品の貿易における国際協力の拡大

ハラール製品保証の対象

政令第68条～第71条

製 品

- 食品
- 飲料
- 医薬品
- 化粧品
- 化学品
- 生物学品
- 遺伝子組換え品
- 一般に着用、使用、または利用される消費財

サービス

1. 屠殺
2. 加工
3. 保管
4. 包装
5. 配送
6. 販売
7. 盛り付け（サービング）

ハラール認証が義務化される製品

- 食品、飲料、医薬品、化粧品は全て義務化される（第69条）
- 化学製品、生物学的製品、遺伝子工学製品に関しては、**食品、飲料、医薬品、および化粧品に関連している製品のみ**義務化される（第70条）
- 日常的に利用されている・身に付けられるものに関しては、**動物由来のものが含む製品のみ**義務化される（第71条）
 - 衣服
 - アクセサリー
 - 家具
 - 礼拝用具
 - 食品・飲料の包装
 - 文具・事務用品
 - 医療機器
 - など（関連する省庁・大臣との調整後、製品の種類が増加することがある）



ハラール認証が義務化される製品

政令第72条による

- 製品のハラール認証の義務化は段階的に実行されます → **食品・飲料を優先にする**
- 製品のハラールの義務化は、以下のことを考慮して**段階的に実行**される：
 - a. 製品のハラールの義務は法律で規定されている製品
 - b. 新法前に、ハラール認証済みの製品
 - c. 必要性が高く、大量に消費される製品
 - d. ハラール・非ハラールの転換点にある製品。
 - e. ビジネス関係者のレディネス
 - f. インフラ・設備のレディネス

とMUIの相互認証

政令第64条による

- 日本国内でのハラール認証機関が発行したハラール証明書は、相互認証協定に基づく、インドネシアのハラール認証の履行として認められる



NAHAとMUIの相互認証

- **日本国内で発行されたハラール証明書**が、インドネシアに輸出する前に、**BPJPHに登録**されなければならない
- BPJPHによる登録番号を取得した後、商品の特定の部分に、**ハラールラベルの他、登録番号を記載**する必要がある
- BPJPHによる登録番号を取得するために、**必要な提出書類**は以下になる（政令第65条）：
 1. 国内のインドネシアの代表者によって批准された製品のハラール証明書のコピー
 2. インドネシアに輸出される品目及び登録番号のリスト
 3. 提出された文書が真実かつ有効であることを示す証明書

ハラールラベル

- ハラール証明書を取得した製品には製品のパッケージなど、特定な部分に**ハラールラベルを記載**する必要がある
- ハラールラベルは**読みやすく、見やすく、消去・損傷されにくく**するように、印刷しなければならない

非ハラール製品の場合

- 製品には**非ハラールの原料が含まれている**という**説明文を記載**しなければならない（第78条）

豚由来に関するラベル

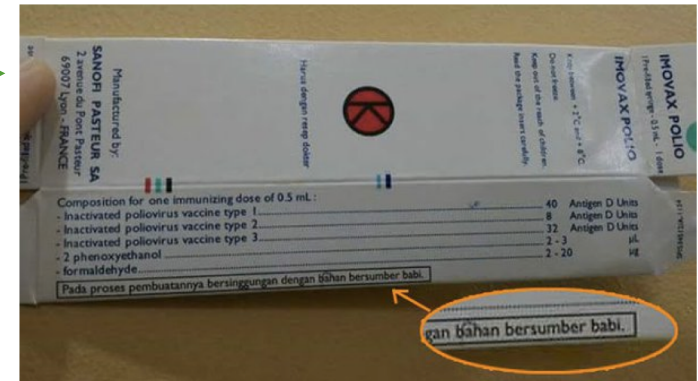
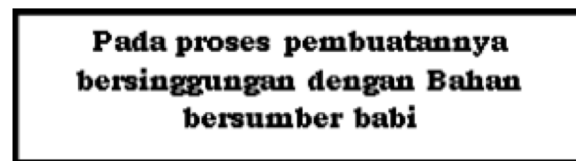
豚を由来とする原料を使用する**医薬品以外**の製品には、“MENGANDUNG BABI” (豚を含有する) という、白いベースの赤いラベルに豚の絵を記載しなければならない



豚を由来とする原料を使用する**医薬品**は、“MENGANDUNG BABI” (豚を含有する) という、白いベースの黒いラベルを記載しなければならない

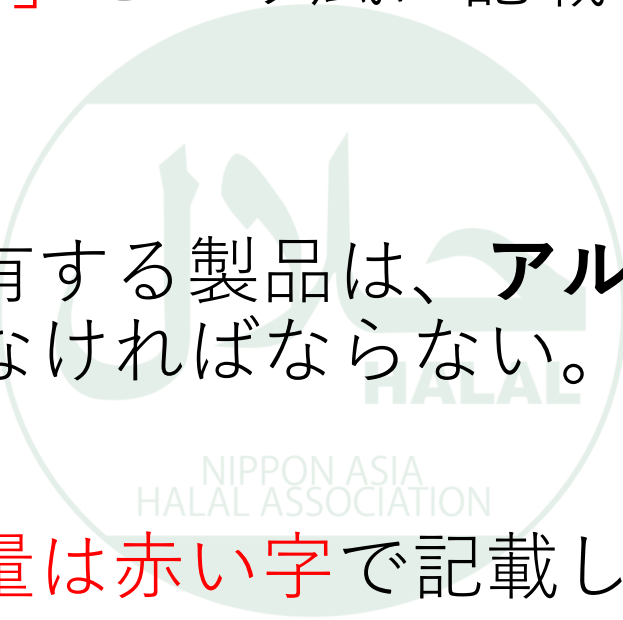


豚を起源とする、または豚を由来とする原料と接触する製品には、“Pada proses pembuatannya bersinggungan dengan Bahan bersumber babi” (製造工程で、豚由来の原料と接触しました)、白いベースの黒いラベルでを記載しなければならない。



非ハラール成分・アルコールに関するラベル

- 豚由来成分以外に非ハラール成分を由来する製品に関しては、**原材料名リストに他の材料と異なる色で**、例えば、**「A成分」**という風に記載されなければならない。
- アルコールを含有する製品は、**アルコール含有量（％）を記載**しなければならない。
- **アルコール含有量は赤い字**で記載しなければならない。



猶予期間について

BPJPH ハラル製品開発・監督センター長のシティ・アミナ氏は、在インドネシア外国公館向けにハラル製品保証法実施に関する政令の説明会で、同政令の運用スケジュールと適用範囲について発表した。

食品および飲料は

2019年10月17日から2024年10月17日まで

それ以外は

2019年10月17日から2026年10月17日まで

に対応する必要がある。

尚、新しい法律が施行されたときにまだ有効なMUIハラル証明書は、有効期限まで使用できる

参考資料リスト

- ハラル製品保証に関するインドネシア共和国の
国法2014年33号
政令2019年31
- <https://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2019/PP%2031%20Tahun%202019.pdf>
- <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/06/16e2dec09c05a6b4.html>
- [https://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2019/Jetro%20110619%20-Sosialisasi%20JPH%20pptx%20\(1\).pdf](https://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2019/Jetro%20110619%20-Sosialisasi%20JPH%20pptx%20(1).pdf)

